

3. 介護等体験

本学の「介護等体験」は、全学教職センター組織の中に「介護等体験専門委員会」を置き、センター専任教員が委員長となってその運営にあっている。委員会は介護等体験実施の対象学生が所属する教育学部・人文社会科学部・理学部の3学部それぞれから選出された委員各2名と、上記のセンター専任教員（委員長）計7名によって構成される。なお、農学部、工学部では高等学校（理科，農業，工業）教員免許状を取得できるが、「介護等体験」は必要としないので、委員を選出していない。

「介護等体験」は教育学部では2年次に、人文社会科学部・理学部では3年次に設定しているが、その前年度12月から具体的な準備に入り、実施年度の2月末頃までを1つのサイクルとして運営していくことになる。

令和元年度末より「新型コロナウイルス」問題が勃発し、令和2年8月11日に「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和2年文部科学省令第29号）が公布された。社会福祉施設、特別支援学校における体験活動の実施が困難な場合、大学（教員養成課程）における「特別支援教育に関する科目」1単位以上の修得をもって代替とすることができるという措置である。これを受けて、令和2年度途中（後学期）より、教育学部で開講している「特別支援教育に関する科目」のうち指定する科目の履修・単位修得によって体験の代替とする措置を講じた。そして、上記省令は昨令和3年度、本令和4年度も適用延長となったため、本年度においても上記措置を継続している。

具体的には、教育学部障害児教育教室との調整を経て、該当する授業科目を「障害児教育総論」に定め、7月までに学生に事情説明・周知を図り、特別支援学校教員免許状の取得を予定（希望）して既に特別支援教育に関する科目の単位修得をしている学生を除き、全員が同科目を受講することとした。

授業は9月24日（土）～10月15日（土）に集中形式（オンライン＋オンデマンド）で実施された。

なお、上記の文部科学省令は令和5年度も適用継続されることとなったため、本学においては本年度までと同様に対応していく方向で調整しているところである。